

全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会規約改定について

1 経緯

2018. 10. 25

第7回全国HMN協議会総会において、本協議会の規約改定の提案があり、次回総会までに規約改定を行うとの方針が合意された。

2019. 05. 18

全国HMN協議会運営委員会において、本協議会規約改定案が提示しネット上で議論を開始。
(連合会との調整が必要となるため、松竹歴まち部会長にも改定案を提示)

2019. 06. 09

ネット上での議論を踏まえ一部修正したものを運営員会案とし、連合会との調整に入る。

2019. 08. 23

運営委員会案を協議会メンバーにメールリストで配信し、意見を募る。

2019. 09. 02

協議会メンバーからの意見を踏まえ一部修正を加えたものを改定規約とすることについて、運営委員会において採決に入る。

2019. 09. 07

規約第14条により、運営委員会において賛成多数により改定規約を可決。
合わせて、運営員選任要領を決定し、運営委員の人選に入る。

2 改定の主な趣旨

- ・協議会の当面の目標とする人材養成の全国展開が概ね達成され、次の展開を目指す。
- ・このため、ヘリテージマネージャーの人材育成を担ってきた建築士会・連合会が地域ネットワークと同じ立場で協議会会員となり、共に協議会の組織体制を強化し、ヘリテージマネージャー活動の一層の発展を目指す。
- ・協議会の運営は、これまでどおり運営委員会によるフラットな運営とするが、対外的な働きかけなどが必要な場合に「代表」を指名することとし、「代表」は対外的任務のほか、アドバイザー会議を主宰し中長期的な提言を行うなど、協議会の強化を目指す。

全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会規約（新）

（名称）第1条

本会は、全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会（以下、本協議会という。）と称する。

（目的）第2条

本協議会は、歴史的建造物の保全・活用に携わる専門家（「ヘリテージマネージャー」）で構成する地域ネットワークが全国的に連携し、ヘリテージマネージャーに関する情報交流、普及等を行うことにより、ヘリテージマネージャー活動の発展と歴史的建造物の保全・活用の促進に資することを目的とする。

（事業）第3条

本協議会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ヘリテージマネージャーに関する調査研究・広報
- (2) 地域ネットワークに関する情報収集と提供
- (3) 災害時における広域的なネットワーク構築の支援
- (4) 歴史的建造物の保全・活用にに関する政策提言
- (5) メーリングリストによる情報交流
- (6) ヘリテージマネージャー全国大会の開催
- (7) その他、本協議会の目的を達成するために必要なこと

（会員）第4条

本協議会の会員は、ヘリテージマネージャーの地域ネットワーク、建築士会（連合会・各单位士会）、及び趣旨に賛同する団体・個人とする。

（運営委員会）第5条

1 本協議会を運営するため、運営委員会を設置し、以下の運営委員を置く。

委員長 1名、副委員長 3名、運営委員 若干名

2 運営委員は会員の互選により選任する。

3 委員長、副委員長は、運営委員の互選により運営委員の中から選出する。

4 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

（運営委員の任務）第6条

1 委員長は、運営委員会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があつたときは、その職務を代行する。

3 運営委員は、運営委員会の議決に基づき、本協議会の業務を執行する。

(代表) 第 7 条

運営委員会は、本協議会の代表を指名することができる。

(アドバイザー会議) 第 8 条

- 1 運営委員会は、アドバイザー会議を設置することができる。
- 2 アドバイザー会議は、代表、運営委員長、運営副委員長、行政、学識経験者等により構成し、本協議会の中長期的な方向性を検討する。
- 3 アドバイザー会議は、代表が招集する。

(会議) 第 9 条

本協議会における会議は以下の会議とする。

- (1) 総会 本協議会の活動方針を会員に確認するため、年 1 回の定例会として開催する。
- (2) 部会 本協議会に必要な応じて部会を設置することができる。

(事務局) 第 10 条

事務局は、公益社団法人日本建築士会連合会に置く。

(経費の支弁) 第 11 条

- 1 本協議会の経費は、有志の寄付金その他により支弁する。
- 2 事業の内容によっては、別途にその収支予算を組むことができる。

(会計年度) 第 12 条

本協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(ネット環境の活用) 第 13 条

本協議会の運営に当たっては、各種通知、連絡などについては、できる限り電子メールを通じて行うこととする。

(規約の改訂) 第 14 条

本規約は、運営委員会の議決を経て改訂することができる。

(委任) 第 15 条

この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関する必要事項は、運営委員会の議決を経て、委員長が別に定める。

(附則)

本規約は、平成 24 年 10 月 19 日から施行する。

本規約は、令和 元年 9 月 20 日から施行する。